被扶養者認定の審査に必要な書類

●印：必ず添付　△印：該当する方は添付が必要　□印：健保組合が必要と判断した場合は添付が必要

被扶養者の認定日は、原則健保組合が「被扶養者（異動）届」を受付けた日となります。（出生等は事由発生日、新規取得にあっては、資格取得日となります）
必要添付書類の手配に時間がかかる等の理由で、事由発生日後速やかに届出ができない場合は、事前にご相談ください。

提出／添付書類	主として被保険者により生計を立てている人									備考
	同居していなくてもよい人						同居が条件の人			
	配偶者	父母 養父母 祖父母 祖祖父母	実子 養子		弟妹 孫		兄姉 継父母 伯叔父母 子供の配偶者 配偶者の父母 〃 祖父母 〃 曾祖父母 〃 伯叔父母 〃 兄姉	甥姪 祖孫 継子 配偶者の弟妹 〃 甥姪		
			16歳以上	16歳未満	16歳以上	16歳未満		16歳以上	16歳未満	
被扶養者（異動）届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	学生の場合、職業欄に学校名・学年を記入して下さい
被扶養者申立書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
住民票の謄本（全員記載分）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住民票で被保険者との続柄が不明確な場合、戸籍謄（抄）本をの提出が必要
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していた場合 ／ 失業等給付を受給しない方：離職票（1）（2）（原本）	●	●	●		●		●	●		
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していた場合 ／ 失業等給付を受給しない方：受給期間延長通知書（写）	●	●	●		●		●	●		出産による退職の場合、離職票（写）および母子手帳（写）等があれば、受給期間延長通知書（写）は事後提出で可
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していた場合 ／ 失業等給付の受給を待機中の方：離職票または雇用保険受給資格者証（写 ）	●	●	●		●		●	●		受給決定後速やかにご提出下さい
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していた場合 ／ 失業等給付の受給を終了した方：支給終了印のある雇用保険受給資格者証（写）	●	●	●		●		●	●		
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していなかった場合：退職証明書	●	●	●		●		●	●		
今まで働いていた方 ／ 雇用保険に加入していなかった場合：源泉徴収票（写）	□	□	□		□		□	□		
パート・アルバイト等で就労中の方（学生を含む）：給与明細書（写）または収入見込額証明書	●	●	●		●		●	●		直近3ヶ月分の「給与明細書」の（写）、または期間・賃金等が明記されている「雇用契約書の（写）
個人事業を廃業した方：個人事業の廃止届出書（写）	●	●	●		●		●	●		
学生（大学院・大学・短大・高専・高校・海外留学・予備校・各種専門学校）：学生証（写）または在学証明書	●	●	●		●		●	●		
上記のいずれにも該当しない方（無職の方）：所得証明書または非課税証明書	●	●	●		●		●	●		
該当する場合提出 ／ 養子縁組、または、親子別姓の場合：戸籍謄本 ・ 戸籍抄本	□	●	●	●	□	□	□	□	□	対象者が親の場合は被保険者の戸籍謄本
該当する場合提出 ／ 外国人の場合：被保険者との続柄が確認でき、日本での生活が確認できる書類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	「在留カード」の（写）、「住民票」等
該当する場合提出 ／ 別居している場合：仕送り元及び相手・金額継続性が確認できる書類　銀行振込／現金書留 （写）等		●	●		●					手渡しの場合は認定不可
該当する場合提出 ／ 不動産賃貸、配当金等の継続的な収入がある場合：経費明細を含む確定申告書（写）	●	●	●		●		●	●		
該当する場合提出 ／ 年金または恩給（公的／私的）を受給している場合：直近の年金振込通知書（写）または年金証書（写）	●	●	●		●		●	●		
該当する場合提出 ／ 身体に障害がある場合：障害者手帳（写）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
該当する場合提出 ／ 身体に障害がある場合：直近の障害年金振込通知書（写）または障害年金証書（写）	△	△	△		△		△	△		

※　個人事業を営んでいる方は、原則、認定対象者とはなり得ません。

※　共同扶養（夫婦共働き、兄弟で親の面倒を見ている等）の場合、相手方の収入証明書

※　認定対象者の方の状況に応じて、上記以外の添付書類を依頼することがありますのでご了承願います。